

振興課關係

1. 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について

(1) 新サービスの創設について

単身あるいは重度の高齢者であっても、住み慣れた地域で、その尊厳を守りながら在宅生活が継続できる社会の実現のためには、在宅においても必要な時に必要な介護・看護サービスが、時間帯を問わずに提供可能な仕組みの構築が必要である。

また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においても、こうしたサービスの本格実施が求められているほか、平成24年介護保険制度改正に向けて全国普及を目指すよう菅総理からも指示（平成22年8月29日）があったところ。

こうした状況も踏まえ、厚生労働省においても、「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」における検討状況等も参考とし、「社会保障審議会介護保険部会」において、平成24年介護保険制度改正に向けての議論を行ってきたところであり、先般、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられた。

その中で、「単身・重度の要介護者などが、できる限り在宅生活を継続できるよう、訪問介護と訪問看護の連携の下で、適切なアセスメントとマネジメントに基づき、短時間の定期巡回訪問と通報システムによる随時の対応等を適宜・適切に組み合わせて提供する24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを新たに創設すべきである。」との意見が示されたことを踏まえ、介護保険法の改正法案に当該サービスの創設を盛り込む予定としている。

本サービスの位置づけ・具体的な基準・報酬については、今後、国会や社会保障審議会介護給付費分科会等の場でご議論いただくことを予定しており、平成24年4月の施行に向けて、より実効性の高いサービスとなるよう、検討を進めてまいりたい。

(2) 24時間対応の地域巡回・随時対応訪問サービス事業について

平成24年介護保険制度改正に向けて、新制度への円滑な移行を促進する観点及び各種の実証に基づく検証を行う観点から、平成23年度予算（案）において、本サービスのモデル事業を全国60市区町村で実施するための経費12億円を計上した。

本モデル事業については、平成22年度補正予算において先行実施を行っており、既に事業の実施要領についてはお示ししているところである（別紙）。また、平成22年度事業は平成23年度事業の先行実施と位置付けている関係上、翌年度事業に申請があ

った際は優先的に採択を行うこととしている。

平成23年度事業についての詳細については、平成23年度予算（案）成立後、改めてお知らせすることとしているが、基本的な事業内容については平成22年度事業を踏襲する予定である。また、当面のスケジュールについては、次のとおり想定している。

- ・ 3月下旬 平成23年度実施要綱を発出、各市区町村あて協議
- ・ 4月下旬 内示
- ・ 10月中・下旬 振興課に事業の実施状況の中間報告

なお、新サービスの事業モデル等のシミュレーション結果を含む「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」の最終報告書が平成23年2月中に取りまとめられ公表される予定（2月1日現在）であり、各市区町村におかれては、事業実施の際の参考とされたい。

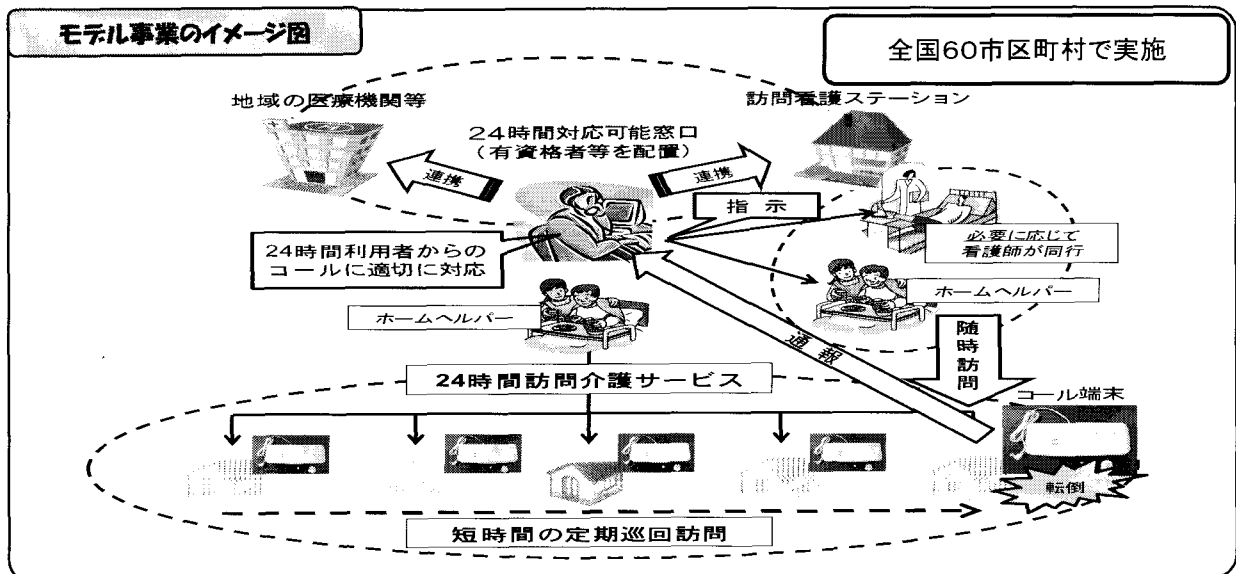
本事業は地域包括ケアを推進するために効果的な事業であると考えており、その積極的な活用について管内市区町村に対して周知願いたい。

（参考）モデル事業のイメージ図

24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業について

医療・介護が必要となっても、住み慣れた地域の在宅で暮らし続けたいと願う高齢者のニーズに応えるため、短時間の定期巡回訪問や24時間365日対応可能な窓口を設置し随時の対応を行うモデル事業の運営費を補助。
【実施主体：市区町村、平成23年度予算（案）12億円】

- 短時間の定期巡回訪問による『利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービス提供』を可能に（例：起床介助→昼食介助→服薬介助→水分補給→就寝介助→深夜の排せつ介助）
- 24時間365日対応可能な窓口での随時の対応による在宅における『安心感』の提供
- 介護サービスと看護サービスの連携による一体的提供



24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱

1 目的

居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、介護と看護の連携の下で、24時間対応で短時間の定期巡回訪問サービスと通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は市町村及び特別区（以下「市町村」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる指定夜間対応型訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者等に委託することができるものとする。

3 事業の対象者

事業の対象者（以下「利用者」という。）は実施主体である市町村に居住する居宅要介護者とする。

4 事業の内容

本事業は市町村が行う次の事業とする。なお、事業の周知、広報、運営及び管理を含むものとする。

(1) 定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて1日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間が1回当たり概ね20分未満のものとする。

(2) 随時の対応サービス事業

利用者に対し、24時間365日対応可能な窓口を設置し、当該窓口の利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応する職員（以下

「オペレーター」という。)を配置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応(通話による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等)を行う事業

(3) 事業内容の検証等に関する事業

市町村の職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は有識者等による検討委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度等及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

5 事業の実施

- (1) 本事業については、4に掲げる事業のすべてを必須事業とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業所等と連携し、あらかじめ利用者の心身の状況や他の介護保険サービスの利用状況を勘案し、適切なアセスメントに基づきサービスを提供すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域の医療機関、利用者のかかりつけ医や指定訪問看護事業所等との緊密な連携を確保し、利用者の医療・看護ニーズへの対応を迅速に行う体制を確保すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、配食サービスその他の生活支援サービス等の活用も併せて検討すること。
- (5) 4の(1)及び(2)の訪問サービスは、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者により提供すること。
- (6) 4の(2)のオペレーターについては、看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員を充てることとする。なお、これらの者が1以上確保されている場合であって、市町村が特に必要と認める場合にあっては、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者であって実務経験3年以上を有する者を充てることは差し支えないものとする。
- (7) 事業の対象規模については、地域の実情に応じて適正に事業の運営が確保できる程度の利用者数を確保するよう努めること。
- (8) 原則として利用者は4の(1)及び(2)の事業に要する経費の一部を負担することとする。

6 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村にあつては、平成23年5月31日までに、厚生労働省老健局振興課あて本事業についての報告を行うものとする。
- (2) 4(2)については、利用者に対し、事前のアセスメントに基づき、どのような場合に随時の訪問サービスを提供するのかについて説明を行うこと。
- (3) 本事業を指定介護保険サービス事業者等に委託して行う場合には、本事業に要した経費と指定介護保険サービスに要した経費を明確に区分すること。

2 デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査について

(1) デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業について

ア 調査実施の考え方について

今後、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続していくためには、高齢者ご本人へのサービスの充実を図る一方で、家族介護者支援（レスパイト）のため、緊急の預かりニーズに対応する仕組みの充実が求められることが考えられる。

そのため、社会保障審議会介護保険部会において、デイサービス利用者の宿泊ニーズへの対応等について検討を行ってきたが、「家族介護者支援（レスパイト）などの観点から、緊急時に迅速に対応できるような仕組みを含めて、ショートステイの活用を図るとともに、デイサービス利用者の緊急的・短期間の宿泊ニーズへの対応のあり方については、利用者の処遇や安全面に配慮しつつ、認知症の要介護者等を対象とした先行事例なども参考にして、慎重に検討を行うべきである。」との意見が示された。

これを踏まえ、平成23年度予算（案）において、こうしたデイサービス等を活用した延長・宿泊サービスの提供に当たり、利用者及びその家族のニーズに対応するための課題・対応のあり方についての調査研究事業に要する経費10億円を計上したところであり、今後、本事業で得られたデータを基に、どのような対応を行うべきか改めて検討を進めていくこととした。

イ 調査事業の内容について

(ア) 事業費補助の内容について

本調査研究事業についての詳細については、平成23年度予算（案）成立後、改めてお知らせすることとしているが、実施主体は市区町村（50市区町村程度）、補助額は定額（補助率10/10相当）、対象経費については市区町村の行う調査研究に要する経費（1市区町村当たり300万円程度）及び調査のために実際にデイサービス等で宿泊等サービスを行うための初度経費（備品購入費等）及び運営費（夜勤職員の人件費）（1事業所当たり850万円程度）を想定している。

(イ) 調査のための宿泊事業の実施について

調査対象となる事業所については、指定認知症対応型通所介護事業所、指定通所介護事業所、又は地域の有床診療所の活用を想定している。

調査のために実際にデイサービス等で宿泊事業を実施する事業所の選定方法及び選定基準については実施主体である市区町村が決定することとしているが、実施の際の要件については、より適切かつ統一的な検証を行う観点から、実施要綱において最低限満たすべき基準を定めることとしており、概ね次のようなものを想定している。なお、これらは現時点での案であり、今後変更があり得ること、また、実施主体の判断により、これらを上回る基準を設定することを妨げるものではないことに留意されたい。

- ① 原則として、利用者は利用料の一部及び食費・滞在費の実費相当額を負担するものとする。
- ② 利用者の安全及びプライバシーの確保に十分配慮した宿泊スペースを確保することとし、最低限確保すべき1人当たりの面積基準を設定する。
- ③ 宿泊サービスを提供する際は、夜勤職員を常時1名以上配置する。
- ④ 利用回数・連泊数については、上限を設定する。
- ⑤ かかりつけ医、医療機関等との連携確保（有床診療所を除く。）
- ⑥ 有床診療所で実施する場合、地域のデイサービス等との連携及び宿泊実施に当たっては当該診療所に入院する他の患者に影響が出ないように配慮すること

(ウ) 市区町村が行う調査の内容について

市区町村が行う調査の内容については、概ね次のようなものを想定している。

- ① 宿泊事業の（実・延）利用者数及び利用者及びその家族等の満足度
- ② ケアマネジャーの評価
- ③ 利用者の急変時等の緊急時対応の適切性
- ④ 宿泊事業実施に要したコスト
- ⑤ 利用者及び事業者双方の観点からのデイサービス等利用状況に与えた影響
- ⑥ その他必要となる管内の実態調査

(エ) 当面のスケジュールについて

- ・ 4月上旬 実施要綱を発出、各市区町村あて協議
- ・ 5月中・下旬 内示
- ・ 10月中・下旬 振興課に事業の実施状況の中間報告

今後、さらなる地域包括ケアの推進を図るという観点から、管内市区町村に対して積極的な協力を検討していただくよう周知願いたい。

(2) その他のデイサービスを活用した取り組みについて

ア 地域における取り組みについて

デイサービス等における宿泊については、介護保険制度開始以前からも草の根活動として各地域における個別性を有しながら展開をし続けており、法令の定義こそないもののいわゆる「宅老所」と呼ばれる活動が現在も行われている。こうした取り組みは、小規模多機能型居宅介護のモデルとなったものであり、介護保険制度外のサービスでありながらも、地域包括ケアの概念における「互助」の観点から、意義のある取り組みと考えている。

また、富山型デイサービスと呼ばれる取り組みに端を発した、障害児・者と高齢者を一体に受け入れる取り組みについては、介護保険法の指定通所介護事業所で実施する場合、障害児・者が障害者自立支援法に基づく給付を受けることが可能となっている。

なお、こうした取り組みに当たり、指定通所介護事業所に利用定員20人未満の短期入所生活介護事業所を併設する場合、基準該当短期入所介護事業所として、介護保険給付の対象となるので、こうした制度の活用も検討されたい。

また、中小企業庁の中小商業活力向上事業（商店街等が地域コミュニティの担い手として社会課題に対応し、集客力向上・空き店舗減などに効果のある商業活性化のための取り組みを支援する事業）においても、商店街の活性化を図る目的のため、空き店舗を活用して高齢者の預かり施設の併設を含む子育て支援施設を設置する事業に対して補助がなされる場合がある。

イ 長野県における取り組み事例について

長野県では、身近な生活圏域に居住する高齢者、障害児・者、乳幼児などが小規模で家庭的な雰囲気の中で、個々のニーズに応じたサービスを受けることのできる「宅幼老所」とよばれる取り組みを県独自の事業として実施している。

長野県によれば「宅幼老所」とは、介護保険等の公的サービスに頼らず、個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するための地域ケア拠点の総称であり、他の入所施設や病院等への併設ではなく、住宅地等に立地する安全に配慮された建物で、家庭的な雰囲気の中で地域の実情に応じて運営されるものとしている。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を指定通所介護事業所で運営する場合、介護保険給付に加え、所要の要件を満たせば障害者自立支援法の自立支

援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費などをそれぞれの制度から受けることも可能である。

今国会において、菅総理から、こうした「共生型サービス」と呼ばれる地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みを評価し支援していく旨の答弁があったところであり、各市区町村にあっては、「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業」の実施に当たり、地域の実情に応じ、併せてこうした取り組みの推進及び実態調査等を行われたい。

3. 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

- 介護職員等によるたんの吸引等の取扱いについては、介護現場におけるニーズ等も踏まえ、これまで、当面のやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することが一定の要件の下に運用によって認められてきた。
- しかしながら、こうした運用による対応（実質的違法性阻却）については、そもそも法律において位置付けるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置付けるべきではないか等の課題が指摘されている。
- こうしたことから、介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供し、利用者と介護職員等の双方にとって安心できる仕組みとして、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度や教育・研修の在り方についての検討会を昨年7月に設置し、昨年12月に制度の在り方についての基本的な考え方とその骨子について「中間まとめ」が行われたところ。（別添参照）
- その結果、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとし、「社会福祉士及び介護福祉士法」を改正する方向で検討しているところである。

- なお、介護福祉士以外の介護職員等の一定の研修を修了した者の認定に関する事務、教育・研修を行う機関や介護福祉士等にたんの吸引等を行わせる施設、事業所等の登録に関する事務については、都道府県知事において行うことを想定しているところであるのでご了承ください。
- また、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等については、昨年10月から「試行事業」を実施していることから、その結果について評価と検証を行い、さらに検討を進めることとしている。

(2) 研修事業の実施について

- 平成23年度予算（案）では、各都道府県における「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について、必要な経費を計上しているところである。

今後、6月頃までに「試行事業」の評価と検証を行い、その結果を踏まえ、本研修事業の具体的内容等について、改めてお知らせすることとしているので、各都道府県においては、本研修事業の円滑な実施に留意いただくとともに、積極的な取り組みをお願いしたい。

- 本研修事業の対象者については、高齢者及び障害者（児）関係施設・事業所の介護職員等を予定しているところであるが、平成23年度の国の補助については、以下のとおり、高齢者及び障害者（児）施設向けについては老健局において、在宅の事業所向けについては障害保健福祉部より、それぞれ補助率1/2のもとに行うこととしているのでご留意願いたい。

<老健局対象>

特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等

<障害保健福祉部対象>

訪問介護事業所等

- また、各都道府県における本研修事業の実施に先立ち、厚生労働省では、都道府県単位でたんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師に対し、必要な講習を実施することとしており、改めて開催案内等をお知らせすることとしているので、ご留意願いたい。

- なお、平成22年度より実施している「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修事業」の取扱いについては、別途、お知らせすることとしているので、ご承知おき願いたい。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する 検討会について

1. 趣旨

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。

こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

3. 構成員（敬称略、50音順）

岩 城 節 子	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会評議員	齋 藤 訓 子	日本看護協会常任理事
因 利 恵	日本ホームヘルパー協会会長	島 崎 謙 治	政策研究大学院大学教授
内 田 千 恵 子	日本介護福祉士会副会長	白 江 浩	全国身体障害者施設協議会副会長
大 島 伸 一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	中 尾 辰 代	全国ホームヘルパー協議会会長
太 田 秀 樹	医療法人アスミス理事長	橋 本 操	NPO法人さくら会理事長・日本ALS協会副会長
川 崎 千 鶴 子	特別養護老人ホームみずべの苑施設長	平 林 勝 政	國學院大學法科大学院長
河 原 四 良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長	榊 田 和 平	全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
川 村 佐 和 子	聖隷クリストファー大学教授	三 上 裕 司	日本医師会常任理事
黒 岩 祐 治	ジャーナリスト、国際医療福祉大学大学院教授	三 室 秀 雄	東京都立光明特別支援学校校長

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について中間まとめ(骨子)

(平成22年12月13日 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。(※「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為の範囲

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする
- 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)
 - ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者

教育・研修

- 教育・研修を行う機関を特定
- 基本研修・実地研修(※試行事業を実施中)
 - ☆既存の教育・研修歴等を考慮
 - ☆知識・技能の評価を行った上で研修修了
- 教育・研修の体系には複数の類型を設ける
 - ☆特定の者(ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など)を対象とする場合
 - ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

実施の要件

- 一定の基準を満たす施設、事業所等を特定(※医療機関を除く)
 - ＜対象となる施設、事業所等の例＞
 - ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・特別支援学校
- 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保
- 安全確保に関する基準の設定と指導・監督

実施時期等

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

※教育・研修や安全確保措置等の具体的内容については、「試行事業」の結果等を踏まえて、今後、さらに検討する。